

みんなで防ごう 高齢者虐待



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月1日に施行され、高齢者虐待への対応が進められてきました。

しかし、依然として多くの虐待事例が発生しており、安心安全な生活が損なわれている現状があります。高齢者の尊厳を守るためには、虐待を早期に発見し対応すること、地域全体で見守っていくことが大切です。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

こんなことが高齢者虐待です

65歳以上の高齢者に対して養護者または養介護施設従事者による次の行為を「高齢者虐待」といいます。
(複数回答による集計のため種別割合の合計は100%ではありません)

身体的虐待(全体の67.9%)

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えるなど。

心理的虐待(全体の41.3%)

排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子ども扱いする、怒鳴る、ののしるなど。

性的虐待(全体の0.6%)

排泄の失敗に対し懲罰的に裸で放置する、性的な行為を強要するなど。

経済的虐待(全体の18.1%)

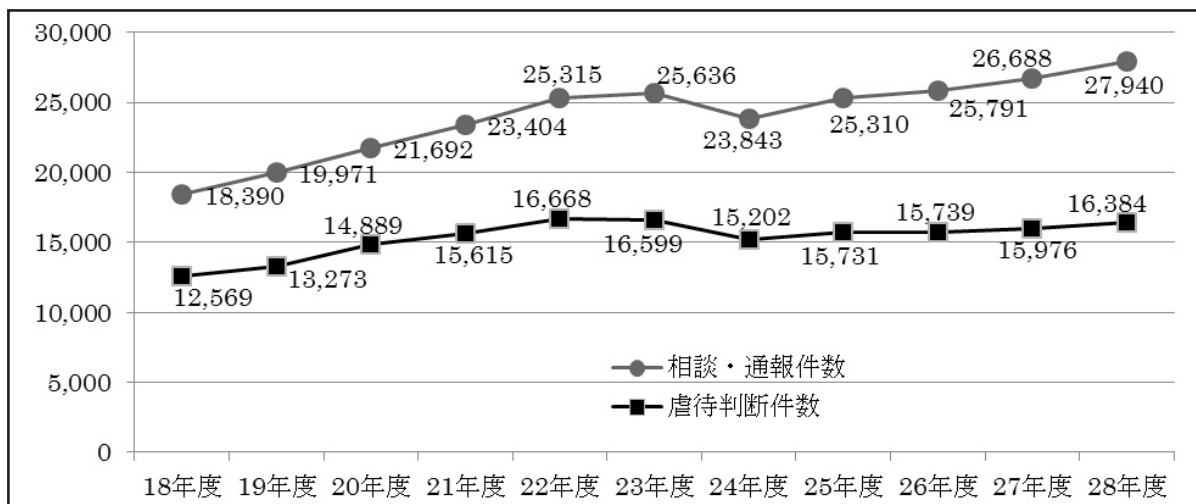
本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意志や権利に反して使用する、または本人に渡さないなど。

介護・世話の放棄・放任(全体の19.6%)

入浴させない、髪が伸び放題、必要な栄養を摂らせない、劣悪な環境下に放置し生活させるなど。

知ってください高齢者虐待の現状

厚生労働省が平成29年度に行った調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断されたケースが、全国で約16,384件にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。



(虐待の種別割合・グラフ：厚生労働省「平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より)

介護の負担を 抱えこんでいませんか？

高齢者虐待が生じる背景には、介護者が心身ともに疲労し、追いつめられていることが挙げられます。また、介護は長期間に渡ることが多く、家族だけで行うには限界があります。

一人で悩まず、以下の介護保険サービス等を積極的に活用しましょう。

施設サービス

特別養護老人ホーム
老人保健施設
療養病床等

在宅サービス

ホームヘルプ
訪問看護
デイサービス
ショートステイ
福祉用具貸与



虐待の自覚がない場合も あります

チェックリスト

- 言うことを聞かないので、無視したり、ののしったりしてしまう。
- 良いこと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりで体裁が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。
- 介護ができず、どうしたらいいかわからないので今は放置している。

介護をしている人へ

「どこに相談するかわからない」といった悩みも、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などが中心となって、虐待の早期発見・防止、高齢者の人権や財産を守る取り組み、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな支援や、サービスにつなげる取り組みを、包括的・継続的に行っており、相談に対応します。

相談内容を行政機関である市とともに把握し、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者やその家族を支えます。

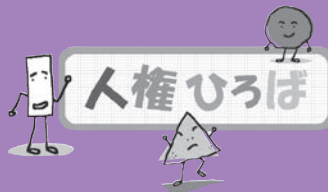
地域包括支援センターは北中南の3施設で津島市全体をカバーしています。各センターの担当地域などは高齢介護課にお問い合わせください。

- ・北地域包括支援センター 古川町2-56 ☎22-4771
- ・中地域包括支援センター 南新開町1-98 ☎23-3463
- ・南地域包括支援センター 唐臼町半池72-6 ☎32-3066



市民のみなさんへ

高齢者虐待の発見者は通報義務があります。高齢者虐待防止法に基づき、市は関係機関の福祉、医療の専門機関と連携し、迅速な対応に努めています。虐待を見かけたらお近くの地域包括支援センター、市役所高齢介護課にご連絡ください。



人権推進課人権同和・男女参画G
☎55-9364

高齢者の人権

平成30年6月1日現在、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は約28%(総務省統計局人口推計)で、おおむね4人に1人が高齢者という、超高齢社会となっています。

こうした状況の中、高齢者の人権問題はどのようなものがあるでしょうか。津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成27年2月)から、『収入が少なく、経済的に自立できないこと』『高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること』『病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること』が特に問題であると考えられます。

このような問題を解決するためには、人は誰しも年齢を重ねると肉体的にも精神的にも、若い時と同じように活動することが難しくなることを認識し、自らの問題として捉えることが重要です。

日本の高齢化率は、今後も確実に上昇していくといわれています。高齢者が、それぞれの個性や能力と豊かな経験を生かし、生きがいを持って暮らしていくことのできる社会にしていくことが、求められています。

総合保健福祉センターの貸館事業が始まります

4月1日から総合保健福祉センターの3階が利用できます。

受付開始 2月1日(金)

申込方法 利用希望日の2カ月前の月の初日～5日前(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後5時に直接受付場所へ。

※電話での申し込みはできません。

受付場所 保健センター(総合保健福祉センター内2階)



◀ 第3会議室



▶ 第1会議室

使用料等 下表のとおり

支払方法 3月29日(金)までに申し込んだ方は、後払いになります。4月1日(月)以降に申し込んだ方は、申し込み時にお支払いとなります。

問合せ 健康推進課母子保健G ☎23-1711
(専用電話、平日午前9時～午後5時)

利用区分	広さ	定員	午前 (午前9時～ 正午)	午後 (午後1時～ 5時)	夜間 (午後6時～ 9時30分)	全日 (午前9時～ 午後9時30分)
第1会議室	108.59㎡	70人(運動時30人)	3,150円	4,560円	5,850円	12,200円
講師控室	12.88㎡	4人	370円	540円	690円	1,440円
第2会議室	50.74㎡	30人(運動時15人)	1,560円	2,090円	2,730円	5,740円
第3会議室	72.67㎡	40人	2,130円	2,990円	3,910円	8,120円
調理室(準備室含む)	122.79㎡	48人	3,570円	5,150円	6,610円	13,790円
和室	40畳	30人	3,930円	5,480円	7,190円	14,940円

附属設備

※冷暖房実施期間は、上記の使用料金に別途料金が加算されます。

調理台(1台、午前、午後または夜間の各1回につき)	640円
---------------------------	------



国民年金保険料の前納について

国民年金保険料はまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。
 前納期間は半年・1年・2年で、支払方法は、口座振替・クレジットカード・納付書があります。
 前納期間と支払方法により割引率が異なります。
 口座振替・クレジットカードで前納する場合、申込期限が2月末となっています。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
 中村年金事務所 ☎052-453-7200

国民健康保険一部負担金の減免



国民健康保険加入者の属する世帯が、災害や失業などの特別な事情により生活が著しく困難となった場合に、市では医療機関等の窓口で支払う一部負担金の支払いを免除、減額または徴収猶予する制度を設けています。

申請には収入や資産に関する証明書、生活状況申告書のほか、医師の意見書等が必要となります。

申請期限 減免の対象となる理由の発生した日から6カ月以内
適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで
 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113



高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

該当者には、2月以降に通知文またはハガキを送付しますので、届きましたら保険年金課で申請してください。

ただし、平成29年8月1日～平成30年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またはハガキが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

- ①市区町村を越えて転居をした方
 - ②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療保険に移った方
- ※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113
 保険年金課医療年金G ☎24-1114
 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

シートベルト着用徹底強化旬間

2月11日(月・祝)～20日(水)

全員の ベルトのカチャリが ゴーサイン

後部座席にもシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。車に乗る時は、近距離・長距離を問わず、必ず全員がシートベルトを着用する習慣を身につけましょう。

チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

チャイルドシートは後部座席に取り付けることをおすすめします。助手席のエアバッグは、運転席のものより大きく、膨らむ力も強力であり、重大な傷害につながる危険があります。やむを得ず助手席に取り付ける場合は、座席を最も後方に下げないようにしましょう。



チャイルドシートの正しい取り付けが、子どもの命を守ります。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG
☎55-9298

2月は「家庭の日」県民運動強調月間です

親と子の 対話がつくる よい家庭

愛知県では、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえて、ふれあいを深めていくための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。

家庭は、子どもが家族とのふれあいを通じて基本的な生き方を身につけ、人間形成の基礎を培い、豊かな自己をつくりあげていく大切な場です。

家庭での会話を増やし、明るく楽しい家庭づくりに取り組みましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)
☎55-9421

2月7日は北方領土の日

北方領土とは、はぼまい歯舞群島、しこたん色丹島、くなしり国後島、えとろふ択捉島の4島のことです。北海道の東北洋上に連なる島々です。

津島市ではこの北方領土が返還されることを願い、昭和55年12月22日「北方領土返還運動都市宣言」をし、返還を呼びかけています。

問合せ 総務課庶務G ☎55-9606

春季全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)



平成30年度全国統一防火標語

忘れてない? サイフにスマホに 火の確認

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆様の火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・このくらいなら良いと油断しない

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・家具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

付けましたか?住宅用火災警報器

一般住宅でも住宅用火災警報器等の設置および維持が義務付けられています。

いざというときにきちんと作動するように、日ごろからお手入れや点検をしましょう。

そろそろ古くなってきていませんか?

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、当初設置されたものは電池が切れる時期となります。電池が切れた場合、住宅用火災警報器から電池切れを知らせる音がします。

音声で知らせるもの、『ピッピッピ…』と音で知らせるものがあります。

普段聞きなれない電子音でご自宅でする場合は、住宅用火災警報器の電池切れの音の可能性があるので確認してみてください。電池切れの場合は、販売店または製造メーカーに対処方法をお問い合わせください。

設置器具

煙式の住宅用防災機器(警報器または報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨

取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

悪質な訪問販売に注意!

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。

問合せ 消防本部予防課 ☎23-0419

日本消防検定協会 NSマーク

